

## 法規 演習1

「得点できたかどうか」「○か×か」ではなく、問題文を読んだ時に、「その関連の知識が、頭の中にどう収納されているのか、フォーカスポイントはどこか」を簡単に**余白に描き出して**みてください

---

### ウラ模試1

[No.6] 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 高さ 20m を超える建築物には、周囲の状況によって安全上支障がない場合を除き、有効に避雷設備を設けなければならない。
2. 共同住宅の天井の全部が強化天井であり、かつ、天井の構造が、隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために天井に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合には、当該共同住宅の各戸の界壁は、準耐火構造以外のものとする事ができる。
3. 建築物の立地により異なる防火上の規制が適用される場合として、「特定行政庁が指定する区域」と「都市計画に定める地域」がある。
4. 住宅の居室で地階に設けるものは、所定の基準によりからぼりに面する一定の開口部を設けた場合、壁及び床の防湿の措置等衛生のための換気設備は設けなくてもよい。

[No.8] 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 各階を物品販売業を営む店舗の用途に供する地上4階建ての建築物(各階の床面積が 300 m<sup>2</sup>)においては、原則として、各階における避難階段の幅の合計を 2.4m 以上としなければならない。
2. 主要構造部を耐火構造とした地上15階建ての共同住宅において、15階の居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合、当該居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は、50m 以下としなければならない。
3. 主要構造部を耐火構造とした地上3階建ての旅館で、各階に宿泊室(床面積 30 m<sup>2</sup>)が6室あるもの(2階以上の階には宿泊室以外の居室はないものとする)は、2以上の直通階段を設けなくてもよい。
4. 屋外に設ける避難階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部(開口面積が各々1 m<sup>2</sup>以内で、法第2条第九号の二ロに規定する防火設備ではめごろし戸であるものを除く)から、2m 以上の距離に設けなければならない。

[No.11] 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 共同住宅における幅 90cm の回り階段である共用の屋外階段について、その踏面の寸法を、踏面の狭い方の端から 30cm の位置において、21cm とした。
2. 美術館における客用の階段の階段に代わる高さ 1.5m、勾配 1/8 の傾斜路で、その幅が 3m の場合においては、中間に手すりを設けなければならない。
3. 集会場における客用の階段及びその踊場に、高さ 85cm の手すりが設けられた場合における階段及びその踊場の幅は、手すりの幅が 10cm を限度として、ないものとみなして算定する。
4. 劇場における昇降機機械室用階段の蹴上げの寸法は、23cm とすることができる。

[No.23] 次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 鉄骨造、高さ 10m、軒の高さ 9m の共同住宅の新築工事で、住宅の用途に供する部分の床面積が 250 m<sup>2</sup>、自動車車庫の用途に供する部分の床面積が 125 m<sup>2</sup>のものの設計及び工事監理は、一級建築士でなければしてはならない。
2. 一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明し、国土交通大臣が免許を取り消す場合、中央建築士審査会の同意は必要ない。
3. 階数が 3 以上で床面積の合計が 5,000 m<sup>2</sup>を超える建築物の設計及び工事監理については、設備設計一級建築士の関与が義務づけられている。
4. 建築士事務所に属する者で建築士でないものが、当該建築士事務所の業務として、一級建築士でなければできない建築物の設計をしたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。